

窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受付年月日	
適用施設のうち 異同のある施設 (施設番号)	()	※ 工 場 又 は 事業場番号	
窒素酸化物に係 る適用施設別原 料・燃料使用量 及び窒素酸化物 排出量等 (総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審 査 結 果	

(連絡先)

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 2 ※印欄は記載しないこと。

窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の 種類	工場等における 施設の名称	県(市)の 施設番号	原料・燃料 の種類	原料中 のN分	原料・燃料使用量		換算係数		*1 定格重油換算原料・燃料使用量		通常最大稼働			適用期日	*3 稼働 状況
					定格 L/h(kg/h)	通常最大 L/h(kg/h)	原料・ 燃料	施設	W(L/h)	W i (L/h)	乾きガス量 (m3/h)	NO x (ppm)	*2NOx 排出量 (m3/h)		
計		全 施設[内訳(通常 (予備 (休止))]													
		通常稼働の状況													

(注) *1 重油換算量(L/h)は四捨五入して整数とする。
*2 NOx 排出量は乾きガス量×NOx(ppm)×10⁶(-6)により算出し小数点以下2桁目を切り上げる。
*3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
*4 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。

*4
許容排出量m3/h

[備考]1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。
なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。
2 廃止施設は＝線で削除する。(適用期日は記入)
3 乾きガス量、NOx 排出量及び許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものとする。